

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券の取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

手数料など諸費用について

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。また、対象株式の発行会社について、破産手続きが開始された場合には、本債券が無価値となる場合があります。
- 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象株式の株価》

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落
対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）》

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落
対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落
円金利の低下：本債券の価格は上昇

《配当利回りと株式保有コスト》

配当利回りの上昇、株式保有コストの下落：本債券の価格は下落
配当利回りの下落、株式保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付》

本債券の価格は、発行体等または対象株式の発行会社の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等または対象株式の発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

《早期償還判定》

本債券の価格は、早期償還判定日の前後で変動する場合が多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合には、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

その他のリスク

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券の保有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。

■本債券にかかる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上でお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 48,323,132,501 円(2021 年 9 月 30 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号：0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104（有料））
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104（有料））

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-142-892

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート

電話番号：0120-581-861

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

2022年1月

債券売出届出目論見書
〔「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。〕

MuniFin

フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付
フィンランド地方金融公社 2022年7月25日満期
早期償還条項付 他社株式株価連動円建債券
(スズキ株式会社)

- 売 出 人 -

株式会社SBI証券

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2022年7月25日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動円建債券（スズキ株式会社）（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を2022年1月4日に関東財務局長に提出しており、2022年1月12日にその届出の効力が生じております。

本債券の2022年4月25日の利払日における早期償還の有無は、スズキ株式会社の株価水準により決定され、また、本債券の満期償還はスズキ株式会社の株価水準によっては、満期償還金額が変動しますので、本債券はスズキ株式会社の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照ください。

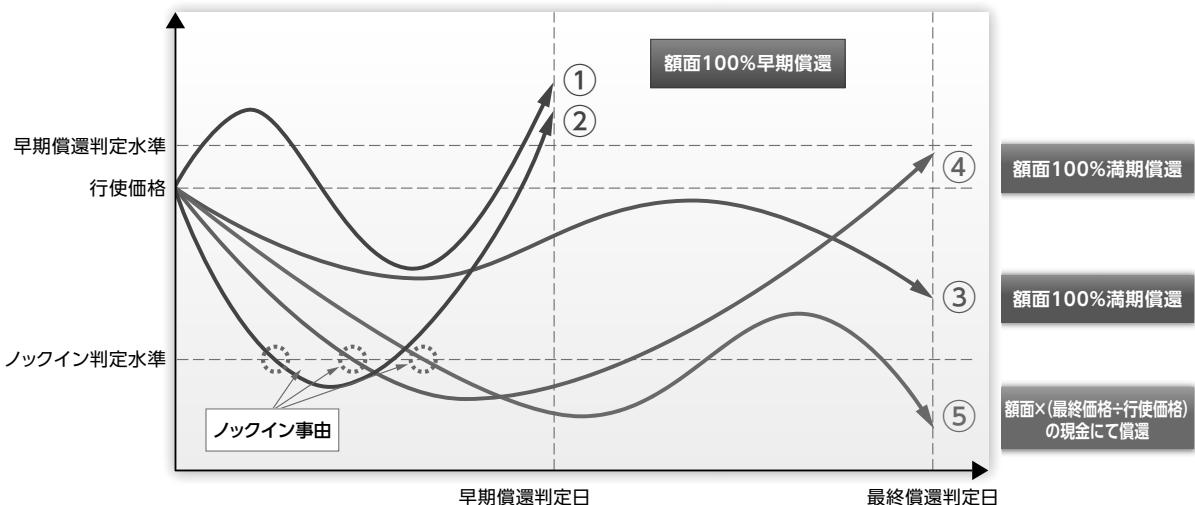
なおスズキ株式会社につきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪えうる投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したもので
す。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100% で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、額面金額 \times (最終価格 \div 行使価格)の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「3【償還の方法】」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」といいます。）のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月（または対象株式等の取引所上場日等、円金利は2002年3月）以降の各日を起算日とした約半年の期間での、最大の下落率および最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日	起算日より約半年後		期中価格に悪影響を与える下落率または上昇幅	
		下落率	上昇幅		
対象株式の株価	2,805.00 円 2008/6/6	1,043.00 円 2008/12/5	▲62.82%		
対象株式の株価の変動率	36.44 % 2008/9/5	63.77 % 2009/3/4			27.33%
円金利	0.03 % 2006/1/11	0.39 % 2006/7/10			0.36%

出所：Bloomberg のデータより SBI 証券作成（2021年12月22日現在）

- 対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）：対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間とされています。
- 円金利：期間6ヶ月の円金利（翌日物金利スワップ）を記載しております。
- 対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）および円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. で示したヒストリカルデータにおける対象株式の株価の下落率は▲62.82%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲62.82%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額（円）	償還金額（円）
0.00%	0	500,000
▲ 10.00%	▲ 50,000	450,000
▲ 20.00%	▲ 100,000	400,000
▲ 30.00%	▲ 150,000	350,000
▲ 40.00%	▲ 200,000	300,000

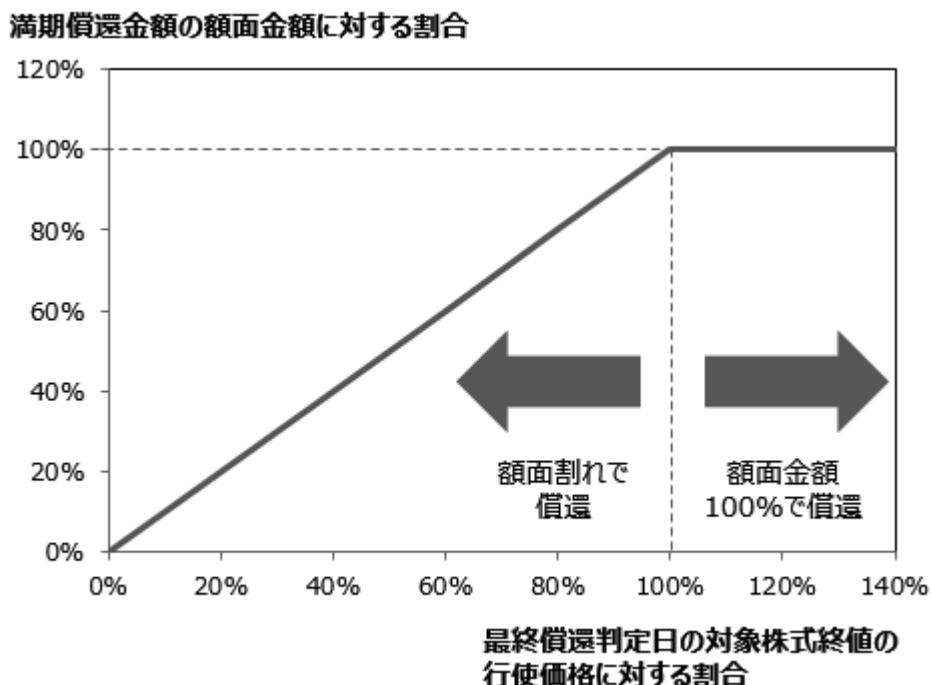
▲ 50.00%	▲ 250,000	250,000
▲ 60.00%	▲ 300,000	200,000
▲ 62.82%	▲ 314,100	185,900
▲ 70.00%	▲ 350,000	150,000
▲ 80.00%	▲ 400,000	100,000
▲ 90.00%	▲ 450,000	50,000
▲ 100.00%	▲ 500,000	0

※上記の想定損失額および償還金額は、額面 500,000 円当たりの金額を記載しております。

また、受取利息、税金およびその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図（ノックイン発生時）

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還金額が額面金額を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還金額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受け付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性および購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1. に記載のヒストリカルデータを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却額とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、下表の想定損失額（試算額）を上回る可能性があります。

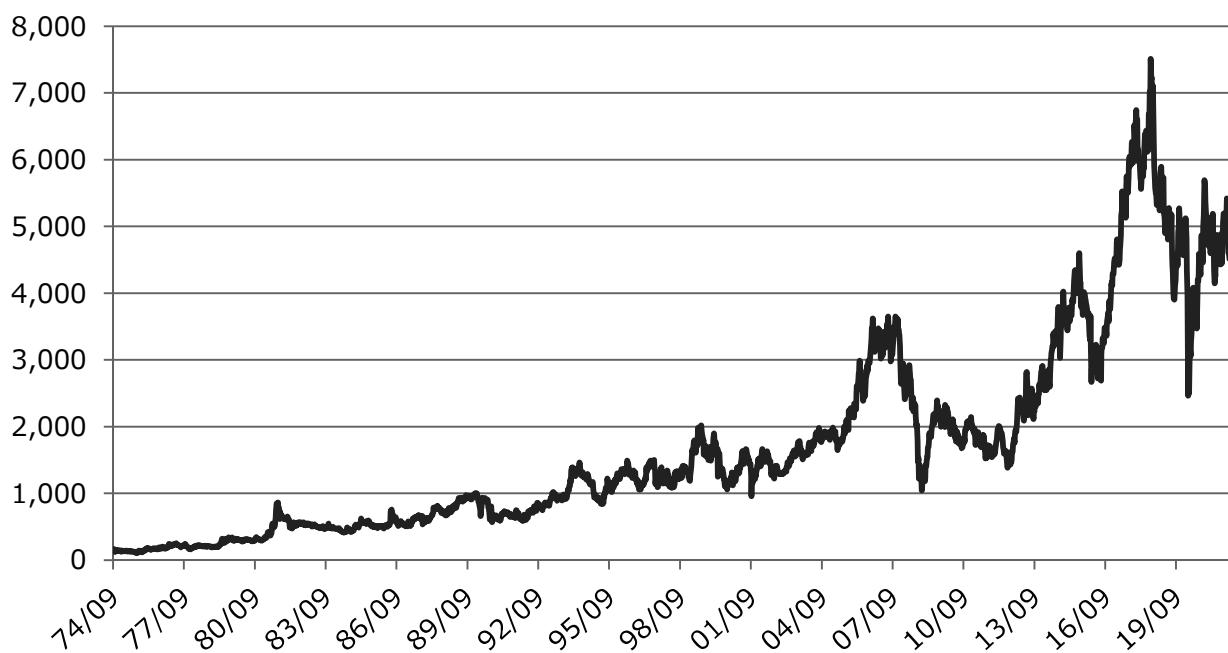
金融指標	金融指標 の動き	下落率または 上昇幅	想定売却額	想定損失率	想定損失額 (試算額)
対象株式の株価	下落	▲62.82%	193,700 円	▲61.26%	▲306,300 円
対象株式の株価の変動率	上昇	+27.33%			
円金利	上昇	+0.36%			

- 上記の想定売却額および想定損失額（試算額）は、額面 500,000 円当たりの金額を記載しております。
- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2021 年 12 月 23 日（試算日）の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失額（試算額）であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額（試算額）とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式の株価推移

期間：1974/9/13～2021/12/17（週足）

円



出所：Bloomberg のデータより SBI 証券作成

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年1月4日
【発行者の名称】	フィンランド地方金融公社 (Municipality Finance Plc)
【代表者の役職氏名】	Hannu-Pekka Ylimommo Senior Legal Counsel (上級法律顧問)
	Anette Ruuttunen Senior Specialist (上級スペシャリスト)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田 中 収
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 白 川 もえぎ
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1119
【縦覧に供する場所】	該当なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

- 「発行者」または「公社」 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)
- 「保証者」または「地方政府保証機構」 フィンランド地方政府保証機構
(The Municipal Guarantee Board)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集債券に関する基本事項	1
第2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	5
3 償還の方法	6
4 元利金支払場所	14
5 担保又は保証に関する事項	15
6 債券の管理会社の職務	15
7 債権者集会に関する事項	15
8 課税上の取扱い	16
9 準拠法及び管轄裁判所	17
10 公告の方法	18
11 その他	18
第3 資金調達の目的及び手取金の使途	20
第4 法律意見	21
第二部 参照情報	22
第1 参照書類	22
第2 参照書類の補完情報	22
第3 参照書類を縦覧に供している場所	22
第三部 保証会社等の情報	23
第1 保証会社情報	23
第2 保証会社以外の会社の情報	23
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	25
発行者の概況の要約	27

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2022年7月25日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動円建債券 (スズキ株式会社) (以下「本債券」という。) (注1)
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	400,000,000円(注2)
【各債券の金額】	50万円(注3)
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 400,000,000円(注2)
【利率】	年6.00%(注4)
【償還期限】	2022年7月25日(注3)
【売出期間】	2022年1月12日から2022年1月24日まで
【受渡期日】	2022年1月25日
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店(注6)

(注1) 本債券は、SBI Securities (Hong Kong) Limitedによりユーロ市場で引受けられ、発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2022年1月24日 (以下「発行日」という。) に発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、400,000,000円である。

(注3) 本債券の償還は、「ノックイン事由」が発生していない場合は「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」と等しいかもしくはそれを上回っている場合には額面金額の支払によってなされ、「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」を下回った場合には額面金額×最終価格÷行使価格により計算される円貨額の支払によってなされる。本注記3に使用されている用語は下記「3 債還の方法 (2) 満期における償還」に定義されている。

本債券の償還が額面金額の支払によってなされるかまたは額面金額×最終価格÷行使価格により計算される円貨額の支払によってなされるかは、対象株式の相場 (かかる相場には上下動がある。) の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本債券の償還の金額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに堪えうる場合に限り、本債券への投資を行うべきである。

なお、リスクの詳細については、下記「リスクおよびご留意事項」を参照のこと。また、対象株式の発行会社については下記「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。

(注4) 本債券の付利は、2022年1月25日（当日を含む。）から開始する。発行日である2022年1月24日には、利息は発生しない。

(注5) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAa1の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注6) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注7) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

リスクおよびご留意事項

本債券への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資に係るリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

各本債券の満期償還は、額面金額×最終価格÷行使価格により計算される円貨額の支払により行われる場合がある。かかる場合、本債券について満期償還日（下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に定義される。）に受領される金額は、対象株式の株価により直接影響を受けることから、対象株式の株価水準によっては、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社（下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に定義される。）につき破産手続が開始された場合などに0（ゼロ）円となる可能性がある。

したがって、対象株式の株価が下落すると、本債券の償還金額が元本を下回る可能性が高くなると予想される。

(2) 債還期限に関するリスク

下記「3 債還の方法（1）対象株式の株価の水準による早期償還」に記載される事由が発生した場合、本債券の利息は、直後の利払日（下記「2 利息支払の方法」に定義される。）以後発生しない。このため早期償還により、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(3) 再投資リスク

早期償還された場合、その償還金額や利息を再投資しても、早期償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性がある。

(4) 流動性リスク

本債券の流通市場は確立されていない。発行者、売出しおよびそれらの関係会社は、現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうるため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(5) 信用リスク

発行者および／または保証者の財務状況の悪化などにより、本債券の利息もしくは償還金額の支払がその支払期日より遅延する可能性または支払が行われない可能性がある。また、発行者、保証者または対象株式発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期償還日前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者の債券発行プログラムおよび発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は、格付機関により、いつでも変更、または取下げられる可能性がある。

(6) 価格変動リスク

本債券の時価および売却価格は、以下に掲げる様々な影響を受ける。かかる影響の度合いは、対象株式の株価と本債券の満期償還日までの期間により、変動する。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す、あるいはより大きな影響を与える可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本債券の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本債券の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本債券の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

③ 金利

本債券は円建であるため、円金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が下落すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

④ 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指標等の変動の幅と頻度の基準を表わす。対象株式の株価、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

⑤ 信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者、保証者または対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者の債券発行プログラム、発行者、保証者または対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また当該格付に変更がなされなくても、発行者および／または保証者の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

⑥ 早期償還判定日

早期償還判定日(下記「3 債還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)の前後で本債券の価値が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価値が下落する傾向があると予想される。

2. ご留意事項

(1) 対象株式発行会社の開示

本債券の発行者、売出入およびそれらの関係会社は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社の開示情報に虚偽記載等があった場合、対象株式の株価が下落し、その結果本債券の財産的価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 本債券と対象株式発行会社の関係

本債権者は、対象株式の株主が得られる利益と同等の利益を、本債券の投資により得られることを期待してはならない。したがって、本債権者は、対象株式の株価上昇による利益を直接享受することはない。

対象株式発行会社に、潜在的調整事由や合併事由(それぞれ下記「3 債還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)などが生じた場合、本債券の早期償還の有無および満期償還金額の決定基準となる値が調整されることがある。

(3) 本債券に影響を与える市場活動

計算代理人(下記「3 債還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)、発行者、売出入およびそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また顧客勘定で、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を行うことができる。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、本債券の発行条件、早期償還の有無、満期償還金額および本債券の時価および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 税金

本債券についての日本の課税上の取扱いについては、変更されることがある。下記「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、額面金額に対して年6.00%の利率で、利息起算日である2022年1月25日（当日を含む。）からこれを付し、2022年4月25日および2022年7月25日（それぞれ以下「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（いずれも当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの利息期間（以下に定義される。）について額面金額50万円の各本債券につき7,500円が後払いされる。

利払日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される（ただし、延期した利払日が翌暦月となる場合は、直前の営業日とする。）。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われない。

本書において「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払を決済している日で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、利息起算日（当日を含む。）または利払日（当日を含む。）から直後の利払日（当日を除く。）までの期間をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i)当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持のために受領された日、または(ii)財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを見たした日から5日後の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）の、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後を問わず）継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外のすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものとをいう。

「Y₂」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものとをいう。

「M₁」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものとをいう。

「M₂」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものとをいう。

「D₁」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものとをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D₁は30になる。

「D₂」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものとをいう。ただし、かかる数字が31であり、D₁が29より大きい数字の場合、D₂は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を除く。）までを計算する。

3 【償還の方法】

(1) 対象株式の株価の水準による早期償還

計算代理人がその完全な裁量により、早期償還判定日において対象株式終値（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）が早期償還判定水準（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）と等しいかそれを上回ると決定した場合、該当する早期償還日（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）において、本債券は、そのすべて（一部は不可。）が、額面金額にて早期償還される。

(2) 満期における償還

(イ) 満期償還

(a) 本債券が早期償還されず、また、買入消却されない限り、本債券は、2022年7月25日（以下「満期償還日」という。）に、計算代理人により以下のとおり決定され、償還される。満期償還日が営業日に該当しない場合、かかる満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月となる場合には、直前の営業日）とする。

- (i) ノックイン事由が発生していない場合、額面金額50万円の各本債券につき、50万円
- (ii) ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が行使価格と等しいかまたはこれを上回る場合、額面金額50万円の各本債券につき、50万円

(iii) ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が行使価格を下回る場合、額面金額50万円の各本債券につき、以下の算式に従って計算代理人により計算される満期償還金額で償還される。

$$\text{額面金額} \times \text{最終価格} \div \text{行使価格}$$

ただし、満期償還金額は1円未満を四捨五入し、0円を下回ることおよび50万円を上回ることはないものとする。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および破産の影響

- (a) 対象株式発行会社による潜在的調整事由に該当する事項の宣言、公表または決定に基づき、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じると判断した場合には、計算代理人は(i)かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するところに従い、当初価格（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、ノックイン判定水準（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、早期償還判定水準、行使価格およびその他の関連する数値を調整し、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。
- (b) 対象株式に関し合併事由または公開買付（下記「(ハ) 定義」に定義される。）が発生した場合には、計算代理人は(i)当該合併事由または（場合により）公開買付の本債券に対する経済的影响を反映するために適切であると計算代理人が判断する、本債券についての償還、支払またはその他の条件の調整（対象株式に関するボラティリティーの変動、予想配当、貸株率または流動性を考慮した調整を含む。）（かかる調整は、対象株式に関するオプションが取引されている取引所において、当該オプション取引に対して、かかる合併事由または（場合により）公開買付についてなされる調整を参照して決定することができるが、その義務はない。）を行い、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。または、上記に基づき、計算代理人が、商業上合理的な結果を導くかかる調整を行うことが不可能であると決定した場合、本債券は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる合併事由または（場合により）公開買付を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を支払うことにより償還される。
- (c) 最終償還判定日以前の日に、対象株式に関し国有化（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、上場廃止（下記「(ハ) 定義」に定義される。）または破産（下記「(ハ) 定義」に定義される。）が発生している場合、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、本債券は、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる国有化、上場廃止または破産を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を支払うことにより償還される。
- (d) 計算代理人は、可及的速やかに、本(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および／または調整の詳細を発行者および財務代理人に通知する。当該詳細についての本債権者に対する通知は財務代理人により本債券の要項に従って行われる。

(ハ) 定義

「合併事由」とは、

対象株式につき、(i)発行済の対象株式の全部を他の法人もしくは個人へ譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更、その他の変更（対象株式の基準通貨の変更を含む。）、(ii)対象株式発行会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（対象株式発行会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合併で、発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものを除く。）、(iii)法人または個人が発行済の対象株式の100%を買入れもしくは取得することにより、対象株式の全部もしくは一部（買付人が所有または支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案もしくはその他の事由または(iv)対象株式発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併、拘束力のある株式交換で対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象株式（当該第三者が所有または支配する対象株式を除く。）が包括して当該事由発生後の発行済の対象株式の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由をいい、いずれの場合も合併日（以下に定義される。）が最終償還判定日以前の場合に限る。

「合併日」とは、

合併事由に関し、対象株式（公開買付の場合には、申込人により所有または支配されている対象株式を除く。）の種類変更その他の変更もしくは対象株式の公開買付により所有する対象株式の譲渡に全所有者が合意した日もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の日時が株主総会に承認のために提案された日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日をいう。

「観察期間」とは、

当初価格決定日（以下に定義される。）から最終償還判定日までの期間をいう。

「計算代理人」とは、

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。

「公開買付」とは、

当該法人または個人が転換またはその他の手段により対象株式発行会社の議決権のある発行済株式の10.00%超、100.00%未満を買入れ、または取得もしくは取得の権利を持つこととなると、計算代理人が政府機関もしくは自主規制機関に提出された書類あるいは計算代理人が関係あるとみなしたその他の情報に基づき判断した、法人または個人による公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案またはその他の事由をいう。

「行使価格」とは、

対象株式につき、当初価格の100.00%に相当する金額をいう。

「国有化」とは、

対象株式につき、対象株式の全部または対象株式発行会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局もしくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。

「混乱事由発生日」とは、

本取引所（以下に定義される。）がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、または市場混乱事由（以下に定義される。）が生じていると計算代理人が判断した予定取引日（以下に定義される。）をいう。

「最終価格」とは、

計算代理人がその単独の裁量により決定する、最終償還判定日の対象株式終値をいう。

「市場混乱事由」とは、

計算代理人が単独かつ完全な裁量により取引混乱事由（以下に定義される。）、取引所混乱事由（以下に定義される。）または早期終了（以下に定義される。）が発生もしくは存在していると決定し、かつ、かかる場合において、計算代理人が当該取引混乱事由、取引所混乱事由および早期終了が重大であると決定した場合の当該取引混乱事由、取引所混乱事由および早期終了の発生または存在をいう。

「取引混乱事由」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に（本取引所その他が許容する制限を超える株価変動その他を理由とするか否かを問わず）本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所による取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）もしくは当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。

「取引所混乱事由」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了（早期終了を除く。）直前の1時間の間に、市場参加者が全般的に本取引所における対象株式の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する事由（計算代理人により決定される。）をいう。

「早期終了」とは、取引所営業日（以下に定義される。）において予定終了時刻（以下に定義される。）前に本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)当該取引所営業日の本取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(ii)当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。

「上場廃止」とは、

対象株式が本取引所において（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由により上場または取引されないこととなり、または将来的にされなくなり、それと同時に、日本国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を本取引所が、本取引所の規則に従い発表することをいう。

「潜在的調整事由」とは、

対象株式につき、以下のいずれかの事由をいう。

- (i) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として合併事由の発生による場合を除く。）。疑義を避けるために付言すれば、株式分割もしくは株式併合、またはボーナス、資本組入れもしくは類似の目的のための対象株式の現存株主に対する無償分配または配当を含む。
- (ii) 対象株式の現存株主に対する(a)かかる対象株式の分配、発行もしくは配当、(b)対象株式の株主に対する支払と等しくもしくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当および／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与する他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c)スピンオフまたは他の同様の取引により対象株式発行会社が取得もしくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または(d)その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- (iii) 計算代理人の決定する特別配当。
- (iv) 対象株式発行会社による全額払込済みでない対象株式の払込請求。
- (v) その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し。
- (vi) 敵対的買収に対抗する株主権利プランまたはその他の取決め（一定の事態が発生した場合に優先株式、新株予約権証券、債券または株主権をそれらの市場価格を下回る価格（計算代理人が決定するところによる）で付与する内容のもの）により、何らかの株主権が分配されまたは普通株式もしくは対象株式発行会社の資本を構成する他の株式から何らかの株主権が分離される結果となる事由。ただし、かかる事由の結果として効力を生じる調整は、かかる権利が回復された場合再調整される。
- (vii) 上記(i)ないし(vi)以外で、計算代理人の判断において、対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。

「早期償還判定水準」とは、

対象株式につき、当初価格の105.00%に相当する金額をいう（ただし、小数第3位を四捨五入）。

「早期償還日」とは、

2022年4月25日に予定されている利払日をいう。

「対象株式」とは、	対象株式発行会社の発行済の普通株式をいい、上記「3 償還の方法 (2) 満期における償還 (ロ) 潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および破産の影響」記載の調整の条項に服する。
「対象株式終値」とは、	対象株式につき、計算代理人により決定される、当該日の評価時刻（以下に定義される。）における本取引所において表示される公式な終値をいう。ただし、対象株式に係る特別気配値が本取引所により表示されている場合には、かかる特別気配値を該当する対象株式終値とみなす。
「対象株式発行会社」とは、	スズキ株式会社（株式銘柄コード：7269）（本書において「スズキ」ということがある。）をいう。
「当初価格」とは、	計算代理人がその単独の裁量で決定する、当初価格決定日の対象株式終値をいう。
「当初価格決定日」とは、	2022年1月25日をいう。2022年1月25日が予定取引日ではない、または、混乱事由発生日である場合、当初価格決定日はその直後の混乱事由発生日ではない予定取引日とする。ただし、2022年1月25日の直後の2予定取引日のいずれかの日が混乱事由発生日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が混乱事由発生日である場合、かかる日が混乱事由発生日であることにかかわらず、当該2予定取引日目の日を当初価格決定日とみなし、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当初価格を決定する。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「ノックイン事由」とは、	計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、観察期間中の混乱事由発生日ではない予定取引日に、対象株式終値が一度でもノックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したものとみなされる事由をいう。
「ノックイン判定水準」とは、	対象株式につき、当初価格の80.00%に相当する金額をいう（ただし、小数第3位を四捨五入）。
「破産」とは、	対象株式発行会社の任意もしくは強制の解散、清算、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算の開始、整理もしくは支払不能または対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、(i) 対象株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または(ii) 対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合をいう。

「判定日」とは、

(i)早期償還日に関し、当該早期償還日の5予定取引日前の日（以下「早期償還判定日」という。）、(ii)満期償還日については、満期償還日の5予定取引日前の日（以下「最終償還判定日」という。）をいう。判定日が混乱事由発生日である場合は、かかる判定日は、その直後の混乱事由発生日でない予定取引日とする。ただし、当初予定されていた判定日の直後の2予定取引日のいずれかの日が混乱事由発生日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が混乱事由発生日である場合、かかる日が混乱事由発生日であることにかかわらず、(i)当該2予定取引日目の日を判定日とみなし、(ii)計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当該2予定取引日目の日の評価時刻現在の対象株式終値を決定する。

「評価時刻」とは、

本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、本取引所が実際に終了する時刻とする。

「本取引所」とは、

株式会社東京証券取引所もしくはその承継者または対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場表示システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替の取引所または相場表示システムにおいて、当該対象株式に関する元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間の計算代理人契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、判定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2017年から2020年までの各年および2021年1月から2021年12月までの各月の対象株式発行会社の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。下記の表においては、対象株式発行会社の呼値の単位にかかわらず、株価は小数第1位まで示している。ただし、かかる期間において対象株式発行会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式併合もしくは株式分割が行われている場合には、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価が本債券の存続期間中に同様に推移することも示唆するものではない。

<スズキの株価終値の過去推移>

株価（単位：円、2017年から2020年までの年次毎および2021年1月から2021年12月の月次毎）

年	最高値(円)	最安値(円)	年	最高値(円)	最安値(円)
2017年	6,559.0	5,130.0			
2018年	7,639.0	5,232.0			
2019年	5,937.0	3,865.0			
2020年	5,691.0	2,465.5			
2021年 1月	5,316.0	4,708.0	2021年 7月	4,768.0	4,371.0
2021年 2月	5,190.0	4,599.0	2021年 8月	4,905.0	4,443.0
2021年 3月	5,025.0	4,643.0	2021年 9月	5,193.0	4,720.0
2021年 4月	5,190.0	4,147.0	2021年10月	5,274.0	4,672.0
2021年 5月	4,825.0	4,110.0	2021年11月	5,446.0	4,585.0
2021年 6月	4,870.0	4,343.0	2021年12月	4,676.0	4,319.0

出典：ブルームバーグL.P

(注) ただし、2021年12月は12月29日まで。2021年12月29日の東京証券取引所におけるスズキの株価の終値は4,457.0円であった。

(3) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合で、
- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招來した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。

- (a) 早期償還額（租税）（以下に定義される。）（当該償還日までの経過利息（もしあれば）が含まれる。）にて未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。）。
- (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、当該時点で未払いのすべての本債券に関するいっさいの支払を期日どおりにかつ適式に行う義務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関する作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」（以下に定義される。）に引き受けさせること。

「早期償還額（租税）」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で決定された円建の金額（ただし、裏付となる、および／または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め（本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれらに限られない。）の清算のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額）である。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共に支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4 【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1

(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5 【担保又は保証に関する事項】

- (1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と(支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて)同順位とする。
- (2) 保証者は、本債権のために債券発行プログラムに関連する保証状(その時々の修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。)を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。
保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と(支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて)同順位とする。
- (3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」(以下に定義される。)または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」(以下に定義される。)を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時またはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権(法律の定めにより発生するものを除く。)、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券(当初、私募により販売されたかどうかを問わない。)の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの(その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。)を意味する。

6 【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を適用のある通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

7 【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は(共同して)いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上（定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上）とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8 【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元利金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- (ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、合衆国内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として

取り扱われなかつた場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iv) 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての非契約義務は、イギリンドラ法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イギリンドラの裁判所が本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイギリンドラの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所でとることを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。

- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB) に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Vistra Trust Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらない。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他 (2)」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または複数回掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。
- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者または保証者が本債券に基づきまたは本債券に関連して発行者または保証者を拘束するその他の義務、条件または規定の履行または遵守を怠り、かつ当該不履行の治癒を発行者または（場合により）保証者に要求する旨の財務代理人に対する当該時点で未払いの本債券を保有する本債権者の書面による通知が最初になされた日から90日間当該不履行が継続している場合。
- (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。

- (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
 - (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。
- 本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。
- (2) 本債券の各発行は当初、恒久大券により表章されるものとし、恒久大券は発行日頃にユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エイ・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の利払日が到来した場合、利払いは、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならなくなつた場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

- (3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- (i) 恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において恒久大券の呈示と引換えに行われる。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらない場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に關し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、欠缺利札額面額をかかる欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払日の5年後の遅い方まで、支払われる。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。
- (6) ベイルイン・損失吸収権限の承知
- 本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかるらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。
- (i) 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合せを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。
- (イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減
- (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。）
- (ハ) 本債券または本債券についての該当金額の消却
- (ニ) 本債券の満期日の改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定（一時的な支払の停止を含む。）
- (ii) 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、(i) BRRD（以下に定義される。）の移行またはSRM規制（以下に定義される。）の適用および(ii) BRRDもしくはSRM規制の下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者（もしくは発行者の関係者）の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で隨時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ベイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4 【法律意見】

発行者の社内上級法律顧問であるハンヌ・ペッカ・ユリモンモ (Hannu-Pekka Ylimommo) 氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への有価証券届出書の提出は適法に授権されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

2021年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国人報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国人半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国人臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象株式発行会社の名称および住所

スズキ株式会社

静岡県浜松市南区高塚町300番地

(2) 理由

本債券の満期償還は、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 満期における償還」記載の条件に従い、「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」を下回った場合には額面金額×最終価格÷行使価格により計算される円貨額の支払によってなされる。また、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による早期償還」記載の条件に従い、早期償還判定日において、対象株式終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回ったと計算代理人が決定した場合、本債券は額面金額で早期償還される。したがって、当該会社の企業情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本債券の発行者、ディーラー、売出し人その他の本債券の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に關しいかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2021年11月12日現在）：	491,122,300株
上場金融商品取引所名または	東京証券取引所
登録認可金融商品取引業協会名：	市場第一部
内容：	単元株式数は100株である。

(注) 2021年11月12日現在の発行済株式数には、2021年11月1日から2021年11月12日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2. 繼続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書

事業年度（第155期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2021年6月25日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第156期第2四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

2021年11月12日関東財務局長に提出

ハ. 臨 時 報 告 書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月29日に関東財務局長に提出

ニ. 訂 正 報 告 書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称

所 在 地

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

発行者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 4th January, 2022

To: Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of
Representative:

Hannu-Pekka Ylimommo

Senior Legal Counsel

Anette Ruuttunen

Senior Specialist

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 21st November, 2019 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Nikkei 225 Linked Automatic Early Redemption Notes due 20 November 2024 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	10,060 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

関 東 財 務 局 長 殿

2022年1月4日提出

発行者の名称 : フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

代表者の署名 : _____ (署 名) _____ (署 名)
Hannu-Pekka Ylimommo Anette Ruuttunen
(上級法律顧問) (上級スペシャリスト)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

(参考)

債券の名称	券面総額
2019年11月21日(受渡日)の売出し フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券	100億6,000万円

発行者の概況の要約

(1) 設立

旧フィンランド地方金融公社（以下「旧公社」という。）は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金（原語名：Kuntien eläkevakuutus）（以下「Keva」（旧LGPI）または「地方自治体年金基金」という。）（後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。）により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.（原語名：Kuntarahoitus Oy）からMunicipality Finance Plc（原語名：Kuntarahoitus Oyj）に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体がその債務を直接的に保証する他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

合併後（旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併）

フィンランド地方住宅金融公社（Municipal Housing Finance Plc）は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社（1989年設立）とフィンランド地方住宅金融公社（1993年設立）による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、責任原則に基づき、またその顧客と協同し、より良い未来を創ることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法（以下「地方政府保証機構法」という。）（後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。）ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、共同自治体組織、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは共同自治体組織の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡すること

とはできない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザリー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザリー・サービス・インスピラ・リミテッド（以下「インスピラ」という。）という社名の子会社として分社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザリー・サービスに重点を置いています。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

公社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構（以下「地方政府保証機構」という。）により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法（その時々の改定を含む。）に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局の指針に従いなされた計算によれば、公社の自己資本は、2020年12月31日現在、1,624.1百万ユーロであった。公社の2020年12月31日現在の総資産は440億ユーロであり、そのうち長期顧客向け貸付ポートフォリオは280億ユーロを占めていた。

フィンランド地方自治体年金基金（Keva）

Kevaは、フィンランドで最大の年金事業者であり、地方自治体、国家、福音ルーテル教会および社会保険庁（Kela）の従業員の年金を管理している。Kevaの目的は、公共部門の雇用者に対するサービス提供により、職場における福利を改善し、従業員の作業能力を拡大し、生産性を向上させ、就業不能による費用を削減することである。

Kevaは、地方自治体の従業員の年金に係る融資および年金資金の運用について責任を負っている。

Kevaは、公法に基づく独立機関であり、その業務は、公共部門年金法およびKeva法に基づいています。Kevaは財務省、フィンランド金融監督局およびフィンランド会計検査院による監督に服している。

フィンランド地方政府保証機構

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、公社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しつつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は公社による資金調達（かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。）を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される使途には、条件および特定の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2020年12月31日現在、地方政府保証機構は23.2百万ユーロの総資産を有していた。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その200百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

フィンランドにおける自治体部門

概要

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する地方自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の地方自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

フィンランドの地方自治法（410/2015）（その後の改定を含む。）（原語名：Kuntalaki）に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に占める役割の重要性が高い。その最も重要な業務は、社会保障および医療サービスならびに教育である。2020年、フィンランドの地方自治体および共同自治体組織は、同国の労働力の約21%にあたる約420,000人を雇用していた。

2020年末現在のフィンランドの地方自治体および共同自治体組織の有利子債務ポートフォリオの総額は、234億ユーロであった。

2000年以降、当該ポートフォリオは4倍に膨らんだが、近年、増加は減速していた。地方自治体関連企業の有利子債務ポートフォリオの総額を、自治体部門の有利子債務ポートフォリオの総額に加算した場合、2019年末現在の自治体部門全体の債務総額は約391億ユーロである。

「自治体部門」とは、地方自治体、共同自治体組織、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および共同自治体組織のみを指す。

(2) 資本構成

(i) 資本構成および債務

以下の表は、2020年12月31日現在のグループの資本構成（未監査）である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	5, 233, 265
長期負債	34, 243, 470
デリバティブ契約	2, 860, 570
資本合計	
(制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42, 583千ユーロ、 準備金277千ユーロ、投資の公正価値準備金847千ユーロ、 自己信用リスク再評価準備金255千ユーロ、 ヘッジ・コスト準備金15, 624千ユーロ、 非制限資本投資準備金40, 366千ユーロ、留保利益1, 258, 224千ユーロ およびその他の発行済資本性金融商品347, 454千ユーロを含む) (1)	1, 705, 120
資本構成合計	44, 042, 426

注記：

(1) 公社（親会社）の授権株式資本の下限は10, 000, 000ユーロである。2020年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83, 750, 931ユーロであった。

(ii) 株式資本および主要株主

2020年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43, 008, 044. 20ユーロであり、株式数は39, 063, 798株であった。公社は、同一の議決権および配当受益権が付された2つのシリーズの株式（A株式およびB株式）を有している。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。

2020年度末現在、公社は277（277）の株主を有していた。

2020年12月31日現在の上位10位の株主

	株式数	所有率
1. Keva	11, 975, 550	30. 7%
2. フィンランド共和国	6, 250, 000	16. 0%
3. ヘルシンキ (Helsinki) 市	4, 066, 525	10. 4%
4. エスポー (Espoo) 市	1, 547, 884	4. 0%
5. VAV Asunnot Oy*	963, 048	2. 5%
6. タンペレ (Tampere) 市	919, 027	2. 4%
7. オウル (Oulu) 市	903, 125	2. 3%
8. トゥルク (Turku) 市	763, 829	2. 0%
9. クオピオ (Kuopio) 市	592, 028	1. 5%
10. ラハティ (Lahti) 市	537, 926	1. 4%

* VAV Asunnot Oyは、ヴァンター (Vantaa) 市により完全所有されている。

上記表中の株式数は、表中に記載されている株主のグループ会社が所有する株式を一切含まない。

当年度中、公社は、主要株主による株式所有についていかなる重大な変更も認識していない。

(3) 組織

取締役会

取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。取締役会の義務および原則は、公社のコード・オブ・コンダクト・ガバナンス方針およびその別紙の取締役会手続規則の一環として承認されている。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。取締役会はまた、事業活動の性質および範囲に関する一般的範囲の事項に係る決定を行う。

外部および内部の監査は監査委員会および取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびに事業およびリスク管理に関するその他の主要な方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、それらの報酬および給付を決定する。さらに、取締役会は、最高経営責任者の部下の選定ならびに報酬および給付を承認する。取締役会は、公社全体の報酬制度に関する方針を決定する。

毎年、公社の取締役会は、各会計期間の内部監査に関する業務計画を承認する。2020年会計期間において、内部監査により実施されたすべての監査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

取締役会の構成および任期

定款に基づき、取締役会は最低5名、最大9名の取締役から構成される。

取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。

毎年、株主による指名委員会は、取締役会の構成について年次株主総会に対する提案を作成する。

委員会

公社は、信用機関法に基づくその他のシステム上重要な信用機関（O-SII）であり、取締役会は、法律の定めに基づき、監査委員会、リスク委員会および報酬委員会を設置している。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。各委員会は、最低3名の委員から構成され、委員は、委員会の職務を果たすために必要な専門知識および経験を有していなければならない。委員会は、その活動に関して定期的に取締役会に対し報告を行う。

監査委員会の目的は、準備機関として、財務報告および内部統制に係る職務について取締役会を補助することである。監査委員会は、外部監査および内部監査の職務を監督する。

信用機関法に基づき、リスク委員会は、公社のリスク選好度およびリスク戦略全般に関する事項ならびに取締役会が決定したリスク戦略の経営陣による遵守の監督について取締役会を補助する。リスク委員会は、資本を拘束するサービスに係る価格が公社の事業モデルおよびリスク戦略に合致しているか否かを評価し、もし合致していない場合、取締役会に対し修正案を提示することとされている。さらに、リスク委員会は、完璧な報酬方針の策定ならびに報酬制度により付与されるインセンティブが、公社のリスク、資本および流動性に係る要件ならびに収益見込みおよびその時期を考慮に入れているか否かに関する評価において、報酬委員会を補助する。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者の部下の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業

務に責任を負う。

株主による指名委員会

公社は、株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、毎年年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬についての提案を任せている。さらに、指名委員会は、取締役会の会長および副会長の選定について提案する。かかる提案は年次株主総会において選任される取締役会に対して行われる。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方自治体連盟が1名の委員を指名する。

最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役会により選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。

最高経営責任者の職務関係の条件は、取締役会により承認された最高経営責任者の契約書面において定義されている。最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役会に報告を行う責任を負う。取締役会は、最高経営責任者の提案に基づいて経営陣を選任し、その退任について決定する。リスク管理責任者およびコンプライアンス責任者を、取締役会の承認なく解任することはできない。取締役会は、内部監査の責任者を選任し、その退任について決定する。

年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が設定した日に開催される。

会計監査人

2020年会計期間の公社の会計監査人は、KPMG Oy Abであり、その筆頭監査責任者は、公認会計士ティーア・カタヤであった。

従業員

2020年12月末現在、フィンランド地方金融公社グループの従業員数は165名（167名）であり、そのうち親会社の従業員は154名（156名）であった。グループ全体の給与および報酬の支払額は、合計14.9百万ユーロ（14.5百万ユーロ）であった。

(4) 業務の概況

フィンランド地方金融公社グループの2020年度の概要

2020年度は新型コロナウイルス感染症のパンデミックが特徴的であった。パンデミックにより、グループの顧客向け貸付、とりわけ自治体部門への貸付けに対する需要は大幅に増加した。これを除けば、パンデミックは、グループの営業利益および財務状況には軽微な影響を及ぼしたに過ぎない。

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は197百万ユーロ（186百万ユーロ）であり、6.2%増加（2.1%減少）した。利息純収益は合計254百万ユーロ（240百万ユーロ）となり、5.8%（1.7%）増加した。当会計年度の費用は58百万ユーロ（60百万ユーロ）となり、前年度に比べ3.0%減少（22.8%増加）した。

営業利益は194百万ユーロ（131百万ユーロ）となった。未実現の公正価値の変動は-3百万ユーロ（-54百万ユーロ）となった。

グループのCET1資本比率は、104.3%（83.1%）と引き続き非常に堅固であった。2020年度末現在、Tier1資本比率および合計自己資本比率は132.7%（107.9%）であった。

12月末現在、グループのレバレッジ比率は3.9%（4.0%）であった。2021年6月に施行予定のCRR IIの計算原則を用いて計算した場合、グループのレバレッジ比率は、公社の公的開発信用機関としての地位に基づく控除が適用され13.4%であった。当該計算原則に基づき、グループの顧客向け貸付は、レバレッジ比率から控除することができる。

長期顧客向け貸付は、12月末現在、28,022百万ユーロ（24,798百万ユーロ）であり、13.0%（8.0%）増加した。長期顧客向け貸付には、長期貸付金およびリース資産の両方が含まれる。1月から12月の新規貸付金は、4,764百万ユーロ（3,175百万ユーロ）となった。短期顧客向け貸付は1,310百万ユーロ（804百万ユーロ）に達し、前年度から62.9%（10.9%）増加した。かかる増加は、貸付金に対する需要の拡大および他の信用機関からの融資の可用性の減少により促進されたが、いずれも新型コロナウイルス感染症のパンデミックに起因していた。

当年度末現在、長期顧客向け貸付全体のうち、環境投資を目的とするグリーン・ファイナンスの金額は、合計1,786百万ユーロ（1,263百万ユーロ）となり、ソーシャル・ファイナンス・プロジェクトは589百万ユーロ（-百万ユーロ）となった。

2020年度において、新規長期資金調達は、10,966百万ユーロ（7,385百万ユーロ）に達し、12月末現在、資金調達総額は合計38,139百万ユーロ（33,929百万ユーロ）となった。

グループの流動性は、引き続き良好であった。12月末現在、流動性合計は10,089百万ユーロ（9,882百万ユーロ）であった。当年度末現在、流動性カバレッジ比率は、264.4%（430.2%）であった。

取締役会は、年次株主総会の承認に基づき、1株当たり最大0.52ユーロ（合計20,313,174.96ユーロ）の配当金の支払いを決定することができることを提案する。かかる承認は、次回の年次株主総会まで有効である。欧州中央銀行の勧告に基づき、取締役会は、2021年9月30日まで配当金の分配に係る決定を留保する意向である。

訳注：本書中、文脈上別意に解される場合を除き、括弧内の数値は前年度の比較数値を表している。

損益計算書に由来する比較数値および当会計年度中の変動を表す数値は、2019年度の同じ期間の数値に基づいている。別段の定めがない限り、貸借対照表に由来する比較数値およびこれに基づき計算されるその他の項目は、2019年12月31日現在の数値に基づいている。

主要な指標（グループ）

	2020年12月31日	2019年12月31日
未実現の公正価値の変動を除く営業利益（単位：百万ユーロ）*	197	186
営業利益（単位：百万ユーロ）*	194	131
利息純収益（単位：百万ユーロ）*	254	240
新規貸付金（単位：百万ユーロ）*	4,764	3,175
長期顧客向け貸付（単位：百万ユーロ）*	28,022	24,798
新規長期資金調達（単位：百万ユーロ）*	10,966	7,385
総資産（単位：百万ユーロ）	44,042	38,934
CET1資本（単位：百万ユーロ）	1,277	1,162
Tier1資本（単位：百万ユーロ）	1,624	1,510
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,624	1,510
CET1資本比率（%）	104.3	83.1
Tier1資本比率（%）	132.7	107.9
合計自己資本比率（%）	132.7	107.9
レバレッジ比率（%）	3.9	4.0
株主資本利益率（ROE）（%）*	9.4	6.8
費用対収益比率*	0.2	0.3
従業員数	165	167

* 代替的業績指標。

フィンランド地方金融公社グループにおける新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの発生およびこれに伴う経済の不確実性は、グループの事業取引を大幅に増加させたが、グループの財務状況には限定的な影響を及ぼしたに過ぎない。

一般的なパンデミックに係る規制は、リモート・ワーク対策の増加など、グループの業務慣行に実務上の影響を及ぼしているが、その他の点ではグループの活動は通常どおりに継続している。パンデミックにより、特に年初数ヶ月間において、地方自治体の支出の増加が見込まれたため、融資に対する需要が増加した。かかる費用の多くは国家により補償されたが、それでもなお、収入の減少は地方自治体の融資に対する需要を増加させた。同時に、他の信用機関も、パンデミックのために地方自治体に対する融資市場から一部撤退し、他の顧客グループに対するサービス提供に特化した。

これらの変化は、グループのサービスに対する需要の増加をもたらした。異例の状況下にもかかわらず、グループ自体の資金調達は順調であり、流動性は良好な水準に保たれている。

これにより、グループは顧客の資金需要に応えることができている。

公社は国家的に重要な信用機関であり、その活動の継続性はフィンランド社会にとり必要不可欠である。グループは、危機下において、従業員の大多数にリモート・ワークを適用することにより、従業員の健康および安全ならびに自社のサービスの継続性を確保してきた。また、これにより、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの間も、社会的に不可欠なサービスおよび事業活動の継続性が確保された。

グループは、規制措置が実施されている間、顧客が円滑にサービスを利用できるよう、デジタル・サービスをさらに発展させてきた。公社は、デジタル・サービスに係るリモート・サポートを強化し、顧客に効率的な利用方法を指導する一般向けのオンライン講座を開設した。グループはまた、経済見通しおよびこれが地方自治体の財政に与える影響に関するテーマについて、顧客およびその他のステークホルダーを対象としたウェビナーを数回開催した。

グループは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済的困難に陥った個別の顧客を有している。パンデミックがそれらの返済能力に一時的に影響を及ぼしている場合、公社は返済猶予を供与し、貸付金の返済条件の緩和を実施している。但し、かかる取決めに対する需要は控え目であった。

銀行部門が異例の状況下でも顧客への融資を継続する能力を確保するため、銀行当局は監督下にある銀行の要件の一部を緩和した。根本的な状況にかかわらず、グループの自己資本比率は堅固であり、かかる監督当局の決定は、グループの自己資本比率に軽微な影響を及ぼしているに過ぎない。

グループの業績に関する情報

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益

2020年度中、グループの主要な事業は引き続き好調であった。グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、6.2%増加（2.1%減少）し、合計197百万ユーロ（186百万ユーロ）となった。未実現の公正価値の変動を除く収入は、4.3%（3.3%）増加し、257百万ユーロ（246百万ユーロ）となった。グループの費用は3.0%減少（22.8%増加）し、58百万ユーロ（60百万ユーロ）となった。2020年度中、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、費用の増加を鈍化させる一方で、事業の成長を加速させ、利息純収益にプラスの影響を与えた。全体的には、当該パンデミックは、グループの中核事業の業績または収益性に重大な悪影響を及ぼさなかった。

利息純収益は前年度に比べ5.8%（1.7%）増加し、合計254百万ユーロ（240百万ユーロ）となった。これは、顧客向け貸付の増加、好調な資金調達および好ましい金利環境に起因していた。キャピタル・ローンは連結財務書類においては資本性金融商品として取扱われるため、グループの利息純収益は、16百万ユーロのAT1キャピタル・ローンに係る利息費用を含まない。キャピタル・ローンに係る利息費用は、配当金の分配と同様に、すなわち、年に1度、利払いの実現に伴う資本中の利益剰余金の控除として取扱われる。

その他の収入は、前年度から減少し、2百万ユーロ（6百万ユーロ）となった。その他の収入には、手数料収入、実現された証券取引および外国為替取引純収入、その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産純収入ならびにその他の営業収入が含まれる。その他の収入には、子会社であるインスピラの収益も含まれる。

手数料費用は合計5百万ユーロ（4百万ユーロ）であり、その主な内訳は支払保証手数料、保管報酬および資金調達プログラム改訂費用であった。

管理費用は、2.3%（18.5%）増加し33百万ユーロ（32百万ユーロ）となった。そのうち人件費が18百万ユーロ（18百万ユーロ）であり、その他の管理費用が15百万ユーロ（15百万ユーロ）であった。人件費は、前年度に比べ0.8%増加した。人件費は、従業員数の増加の減速、開発計画の取得原価の資本計上に係る原則の改定および新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる全フィンランド企業の年金拠出額の一時的削減に関する政府決定により影響を受けた。人件費には、2020年度中のグループの組織再編およびそれに伴う協力交渉による0.6百万ユーロの事業再建引当金が含まれる。当会計年度中のグループの平均従業員数は、前年度の162名に対し167名であった。

当会計年度中、その他の管理費用項目は、4.0%と緩やかに増加した。新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより旅費等の一定の種類の支出は減少したが、他方、グループは、貸付金のライフサイクル管理システム等のITシステム開発に重点的に投資している。

当会計年度中、有形・無形資産の減価償却費および減損は、6百万ユーロ（6百万ユーロ）に達した。グループは、最近、ITシステム開発および事業活動に対して多額の投資を行っており、その結果、近年、減価償却費が増加している。

その他の営業費用は、17.1%減少（14.7%増加）し、15百万ユーロ（18百万ユーロ）となった。当局により徴収された手数料は、主に单一破綻処理基金への拠出金の増加に起因して、13.6%増加（4.7%減少）し、7百万ユーロ（7百万ユーロ）となった。かかる手数料を除いたその他の費用は、35.1%減少（23.7%増加）し、7百万ユーロ（11百万ユーロ）となった。かかる減少は、主として、前年度に比べて外部サービスの購入が減少したことに起因している。

当会計年度中、IFRS第9号に基づき計算された予想信用損失（ECL）の金額は増加した。損益計算書において認識された変動は0.9百万ユーロ（0.0百万ユーロ）であった。

さらに、グループは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる財務上の影響を加味するため、0.34百万ユーロの追加的な裁量的引当金（マネジメント・オーバーレイ）を計上した。新型コロナウイルス感染症のパンデミックがグループの受けている保証に影響を与えていないという事実に基づき、グループの全体的な信用リスク・ポジションは引き続き低い水準にとどまっている。経営陣の評価によれば、債権はフィンランドの地方自治体に対する債権であるか、または地方自治体の保証もしくは国の不足補填保証を供与されているため、債権はすべて全額回収可能であり、確定的な信用損失は発生しない。グループは30年超の歴史の中で、顧客向け貸付において最終的な信用損失を認識したことはない。

2020年12月31日現在、グループは、顧客の支払不能に起因して、合計24百万ユーロ（2百万ユーロ）の公共部門に対する保証債権を有していた。当該増加は少数の個別の顧客により生じている。流動性ポートフォリオの信用リスクは良好な水準を維持し、その平均信用格付はAA+であった。

グループの利益および未実現の公正価値の変動

営業利益は194百万ユーロ（131百万ユーロ）であった。未実現の公正価値の変動により、当会計年度中、グループの営業利益は3百万ユーロ減少したが、前年度には54百万ユーロのマイナスの影響があった。2020年度において、ヘッジ会計純収入は4百万ユーロ（-19百万ユーロ）であり、未実現の証券取引および外国為替取引純収入は-7百万ユーロ（-35百万ユーロ）であった。

当会計年度におけるグループの実効税率は、20.0%（20.0%）であった。連結損益計算書における税金は、39百万ユーロ（26百万ユーロ）であった。グループの税引後当期利益は、155百万ユーロ（105百万ユーロ）であった。グループの通年の株主資本利益率（ROE）は、9.4%（6.8%）であった。未実現の公正価値の変動を除いた株主資本利益率は9.6%（9.6%）であった。

グループのその他の包括利益には、-32百万ユーロ（28百万ユーロ）の未実現の公正価値の変動が含まれる。当会計年度中、その他の包括利益に最も重大な影響を与えた項目は、-17百万ユーロ（10百万ユーロ）の損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動に起因する公正価値の変動であった。ヘッジ・コストの純変動は、合計-16百万ユーロ（17百万ユーロ）であった。

総じて、繰延税金控除後の未実現の公正価値の変動により、連結資本金額は-28百万ユーロ（-21百万ユーロ）の影響を受け、自己資本比率における繰延税金控除後のCET1資本は-15百万ユーロ（-28百万ユーロ）の影響を受けた。自己資本比率の計算において、グループの自己資本に対する未実現の公正価値の変動の累積的影響は、12百万ユーロ（27百万ユーロ）であった。

未実現の公正価値の変動は、報告時点における金融商品の評価水準に対する市況の一時的な影響を反映している。かかる価値変動は各報告期間によって大幅に変動し、利益、資本および自己資本比率の計算における自己資本にボラティリティをもたらす可能性がある。個別の契約に対する影響は、当該契約期間末までに解消される。

グループは、そのリスク管理原則に従い、金利リスク、為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクを財務上ヘッジするために、デリバティブを利用している。契約に基づくキャッシュ・フローはヘッジされるが、一般的に使用される評価方法のために、公正価値の変動は、金融商品とこれをヘッジするそれぞれのデリバティブとでは異なる。金利曲線の線形および異なる通貨間の信用リスク・スプレッドの変動は評価に影響を及ぼし、ヘッジされる資産および負債ならびにヘッジ商品の公正価値に異なる効果が表れる。現実には、グループは、ほとんどの場合、基本的に金融商品およびこれらをヘッジするデリバティブを満期まで保有するため、価値変動は現金により実現されることはない。グループの流動性積立金の投資先は信用リスクの低い商品であったため、グループにとって、信用リスクのスプレッドの変動は信用損失として実現することないと推測される。当会計年度における未実現の公正価値の変動は、とりわけ、グループの主要な資金調達市場における予想金利および信用リスクのスプレッドの変動により影響を受けた。

親会社の業績

公社の当会計年度末現在の利息純収益は、合計238百万ユーロ（224百万ユーロ）であり、営業利益は178百万ユーロ（115百万ユーロ）であった。利益処分および税金控除後の利益は、22百万ユーロ（8百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2020年度において16.2百万ユーロ（16.2百万ユーロ）であり、その全額が親会社の利息純収益から控除されている。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の「劣後債務」の項目に計上されている。

子会社インスピラ

公社の子会社であるフィナンシャル・アドバイザリー・サービスズ・インスピラ・リミテッドの2020年度の収益は、2.8百万ユーロ（3.5百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.1百万ユーロ（0.2百万ユーロ）であった。

連結財政状態計算書に関する情報

グループの連結総資産は2019年度末から13.1%（9.1%）増加し、2020年度末現在、44,042百万ユーロ（38,934百万ユーロ）となった。資産の増加は、主として顧客向け貸付およびデリバティブに係る現金担保の大幅な増加ならびに流動性の増加に起因している。負債の増加は発行債券およびデリバティブの評価に起因している。

当年度末現在、グループの資本は、347百万ユーロ（347百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンを含め、1,705百万ユーロ（1,594百万ユーロ）であった。当期利益は、資本を増加させた。また、連結財務書類において、12.6百万ユーロ（12.6百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンに係る利息費用（繰延税金控除後）が資本から控除され、また、公社の株主に支払われた2019年会計年度に係る6.3百万ユーロ（6.3百万ユーロ）の配当金も同様に控除された。

親会社の負債および資本合計は、当年度末現在、44,042百万ユーロ（38,933百万ユーロ）であった。

顧客に対する貸付けその他のサービス

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および国の補助付き住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。

公社グループの顧客は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定された非営利組織およびプロジェクトから構成されている。公社により供与される貸付金はすべて、フィンランドの公共部門企業と同等のリスク水準であり、自己資本比率の計算におけるリスク・ウェイトは0%である。グループはその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する広範な支援を提供している。

2020年度において、公社の融資に対する顧客の需要は増加した。1月から12月までの新規貸付金は前年度に比べ増加し、4,764百万ユーロ（3,175百万ユーロ）となった。

かかる新規貸付金の増加は主に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによるものであるが、これは顧客である地方自治体における融資に対する需要の増加をもたらしただけでなく、他の信用機関が地方自治体顧客以外の他の顧客層への融資に特化することにもつながった。

公社の長期顧客向け貸付は2020年度末現在、28,022百万ユーロ（24,798百万ユーロ）となり、13.0%（8.0%）増加した。かかる金額には、長期貸付金およびリース資産が含まれる。未実現の公正価値の変動を除く長期顧客向け貸付は、当年度末現在、27,511百万ユーロ（24,458百万ユーロ）となり、12.5%（7.4%）増加した。

資金調達および流動性の管理

グループの資金調達戦略は、いかなる市況下でも資金調達の可用性を確保するため、その資金調達源を多様化することである。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、2020年度において、資本市場に深刻な弊害を及ぼしたが、投資家の間における公社の高い評価およびフィンランドの地方自治体部門に対する投資という安全性により、他の多くの発行体には困難または不可能であった時期に、公社は市場の利用を確保することができた。

グループは、すべての資金を国際資本市場において調達している。2020年度におけるグループの新規長期資金調達は、合計10,966百万ユーロ（7,385百万ユーロ）に達し、11種類（11種類）の異なる通貨により実施された。合計218件（198件）の資金調達取引が実施された。

2020年度末現在のグループの資金調達総額は、38,139百万ユーロ（33,929百万ユーロ）であった。ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラムに基づく公社の短期債券は、3,896百万ユーロ（2,728百万ユーロ）であった。資金調達総額のうち50%（34%）がユーロ建てであり、50%（66%）が外貨建てであった。

資金調達取引の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、公社は下記のプログラムを利用している。

ミディアム・ターム・ノート（MTN）プログラム	40,000百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラム	10,000百万ユーロ
豪ドル債（カンガルー債）プログラム	2,000百万豪ドル

公社の資金調達は、公法機関であり、フィンランド本土の全自治体がその構成員となっているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。構成員は、その人口比率に応じて、フィンランド地方政府保証機構の債務に対して責任を負う。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、公社により発行された債券は、EUにおいて、信用機関の自己資本比率および保険会社のソルベンシーの計算上ゼロ・リスクに分類され、流動性の計算上レベル1流動資産に分類される。

グループは良好な流動性を維持した。公社の投資業務のほとんどは、調達資金の管理によるものであり、資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

グループの流動性方針に基づき、その流動性合計は、最低12ヶ月間事業（新規純顧客向け貸付を含む。）を中断なく継続するために十分な額でなければならない。

2020年度末現在、グループの流動性合計は10,089百万ユーロ（9,882百万ユーロ）であった。有価証券投資は合計4,453百万ユーロ（4,922百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA+を維持した。当年度末現在、投資ポートフォリオの平均償還期間は2.8年（2.3年）であった。また、グループは5,636百万ユーロ（4,960百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、5,601百万ユーロ（4,936百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、35百万ユーロ（24百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。

グループはその流動性投資に係る持続可能性をESG（環境、社会およびガバナンス）スコアにより監視している。2020年度において、グループの流動性投資のESGスコアは1から100の尺度で53.0から55.7に改善した。基準値は53.3（50.6）である。

グループは、その投資に関するESGスコアの監視に加え、直接的に、サステナブル投資も行っている。当年度末現在のサステナブル投資は、合計355百万ユーロ（150百万ユーロ）に上り、有価証券投資全体の8.0%（3.0%）を占めている。グループのサステナブル投資の割合は、市場の基準値の2.1%（1.9%）を上回っている。グループ自身のグリーン・ファイナンスに対する社会的責任投資の割合は13.8%（10%）であった。

自己資本比率

グループの自己資本および自己資本比率

2020年度末現在、グループの合計自己資本比率は132.7%（107.9%）であり、CET1資本比率は104.3%（83.1%）であった。CET1資本比率は、主としてリスク・エクスポージャーの金額の減少に起因して、2019年度末に比べ21.3%ポイント増加し、オペレーション・リスクに関する所要自己資本を低下させた。グループの自己資本比率は引き続き高く、法定の要件を大幅に上回っている。グループの自己資本は、有効な資本バッファーを考慮に入れた場合、法定の最低所要自己資本を1,487百万ユーロ（1,332百万ユーロ）上回っている。

2020年度末現在、グループのCET1資本は、1,277百万ユーロ（1,162百万ユーロ）であり、Tier1資本は、1,624百万ユーロ（1,510百万ユーロ）であった。グループにTier2資本は存在しなかった。グループの自己資本は、合計1,624百万ユーロ（1,510百万ユーロ）であった。

2020年度末現在、グループのリスク・エクスポージャーの金額合計は、2019年度末に比べ12.6%減少し、1,224百万ユーロ（1,400百万ユーロ）となった。当会計年度末現在の総合的な信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクは、2019年度末の763百万ユーロから減少し、581百万ユーロとなった。これは、とりわけ流動性ポートフォリオのリスク加重の減少の影響によるものであった。通貨ポジションは自己資本の2%未満であり、自己資本規制

(*CRR*) 第351条に基づき、市場リスクに関する所要自己資本は計算されていないため、2020年度末現在および比較年度においても、市場リスクに関する所要自己資本は存在しなかった。信用評価調整リスクは、231百万ユーロ（214百万ユーロ）に増加した。オペレーション・リスクのリスク・エクスポート・ジャーナルの金額は、利益指標の減少により2.6%減少し、412百万ユーロ（423百万ユーロ）となった。

自己資本比率の管理原則

取締役会は、自己資本比率計画を承認および監視する。グループはその自己資本比率計画を少なくとも年に1度更新し、計画の実施状況を四半期毎に観察する。

自己資本比率の管理の目的は、事業継続性を確保するために、自己資本比率を監視し、グループの自己資本比率がその目標および金融当局により設定された要件を満たしていることを確認することである。

グループは、EUの自己資本規制（EU 575/2013）および自己資本指令（2013/36/EU）に基づき自己資本比率を計算している。信用リスクに関する所要自己資本は標準的手法を用いて計算され、オペレーション・リスクに関する所要自己資本は基礎的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。グループは、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して為替リスクをヘッジしているため、グループの通貨ポジションは極めて小さい。S&P、ムーディーズ・インベスター・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク・ウェイトを決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、グループは、地方自治体により付与された保証およびフィンランド国家により付与された不足補填保証等の、信用リスクを低減するための対策を講じている。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA／クレジット・サポート・アネックス）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパート・リスクに関する所要自己資本を低減するために使用される。

レバレッジ比率および流動性カバレッジ比率

当年度末現在、現在有効な計算原則（*CRR*）を用いて計算したグループのレバレッジ比率は3.9%（4.0%）であった。

12月末現在、グループの流動性カバレッジ比率（*LCR*）は264.4%（430.2%）であった。最低所要LCRは100%である。

リスク管理

グループの事業には、グループのリスク・ポジションを親会社の取締役会により設定された制限の範囲内に確実にとどめるために、適正なリスク管理構造が必要である。グループは、その優れた信用格付を維持するため、保守的なリスク管理原則を適用し、全体的なリスク状況を低いレベルに保つことを目指している。

グループの事業に関連する多様なリスクには、信用リスク、カウンターパート・リスクの信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクが含まれる。コンプライアンス・リスクおよびESG（環境、社会およびガバナンス）リスクを含む戦略リスクおよびオペレーション・リスクも、すべての事業に関わっている。

リスク・ポジション

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、グループのカウンターパーティー・リスク、流動性ポートフォリオ信用リスクならびに流動性、貸付けおよび業務手続に関連するリスクに影響を与える可能性がある。しかしながら、現状、パンデミックはこれらのリスクに重大な悪影響を与えていない。

2020年度において、グループのリスク・アペタイトに重大な変更はなかった。当年度中、リスクは取締役会により設定された制限の範囲内にとどまっており、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにもかかわらず、リスク・ポジションは引き続き安定的であった。金融商品の未実現の公正価値の変動により、利益のボラティリティが生じた。グループは評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼしうる影響に対し備えている。

グループは、その事業の一部として信用リスクにさらされている。顧客基盤の性質上、信用リスクは低いが、それらを完全に排除することは不可能である。信用リスクは、ほとんどすべて、顧客向け融資、流動性ポートフォリオ投資およびデリバティブ・ポートフォリオから発生する。公社はその顧客に対し、金利のポジションをヘッジするためのデリバティブ商品も提示する。

かかる商品は、市場における相殺契約によりカバーされている。グループは、市場リスクをヘッジするためにのみデリバティブを利用している。当年度中、公社の信用リスクのポジションは、安定的に低いリスク水準にとどまっていた。

グループは、その信用リスク軽減策（モーゲージ担保および供与される保証）ならびに大口エクスポージャーの計算に関するCRR第400条に規定された免除規定から判断して、顧客向け融資において顧客リスクにさらされておらず、いずれの単独顧客に係る顧客リスクも自己資本の10%を上回っていない。予想信用損失の金額はわずかに増加し、0.9百万ユーロが損益計算書において認識された。2020年度下半期中、グループは、モデルにおいて使用する仮定に加え、予想信用損失の見積方法およびモデル化の方法について規定した。かかる変更により、予想信用損失は約0.5百万ユーロ増加した。また、グループは、顧客の2019年度財務書類のデータに基づくグループの内部リスク格付には反映されていない、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに起因する顧客の信用リスクの悪化をカバーするため、追加的な裁量的引当金（マネジメント・オーバーレイ）を計上した。

12月末現在の支払猶予債権の金額は88百万ユーロであり、2019年度末現在から55百万ユーロ増加した。公社は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済的困難に直面した個別の顧客を有している。それらの返済能力が一時的に損なわれた場合、公社は返済猶予を供与し、貸付金の返済条件の緩和を実施した。2020年には、その金額は208百万ユーロに達した。かかる金額の一部は支払猶予債権に分類された。12月末現在の不良債権の金額は、136百万ユーロ（67百万ユーロ）であった。当該不良債権につき、公社は、地方自治体による全額保証または不動産担保および国の不足補填保証を供与されているため、当該債権は最終的な信用損失のリスクを負わないものと予想される。不良債権は顧客向け債権合計の0.5%（0.3%）であった。

市場リスクには、金利リスク、為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクが含まれる。グループは、金利リスクを積極的に監視し、ヘッジしており、デリバティブを利用して金利リスクを管理している。金利リスクは、主に、貸借対照表中の資産および負債に適用されるEuriborの利率の相違から生じる。アーニング・アット・リスクの計算においては8つのシナリオが使用され、最悪の結果が考察されている。最悪のシナリオは、金利曲線全体が1%ポイント上昇するという仮定に基づいていた。12月末現在の1年間のアーニング・アット・リスクは、-32百万ユーロ（-14百万ユーロ）であった。資本の経済的価値の計算においても複数のシナリオが使用され、最悪の結果が考察されている。最悪のシナリオは、金利曲線全体が2%ポイント上昇するという仮定に基づいていた。

12月末現在の資本の経済的価値は、-345百万ユーロ（-114百万ユーロ）であった。

グループの外貨為替リスクは、すべての外貨建て調達資金および投資をユーロにスワップするデリバティブ契約により、ヘッジされている。グループの事業は、実質的に為替リスクにさらされていないが、中央清算機関によるデリバティブの清算における担保の管理に起因して、小規模かつ一時的な為替リスクが生じる可能性はある。かかる為替リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。デリバティブは他の市場リスクおよび価格リスクのヘッジにも用いられる。グループはデリバティブの取引活動を行っていないため、デリバティブはヘッジ目的のためにのみ利用することができる。グループはまた、評価リスクを事業にとり重要なリスクとして決定した。金融商品の未実現の公正価値の変動は、グループの利益のボラティリティを増加させている。グループは評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼしうる影響に対し備えている。

グループの市場リスクは安定的であった。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、特に春の間、市場のボラティリティを引き起こしたが、グループの利益における評価のボラティリティの増加を明白にした。当年度末にかけて、市場はより安定化し、パンデミックに関連するボラティリティは減少した。

グループは、金融資産と金融負債との間の平均満期を制限することにより、リファイナンス・リスクを管理している。また、グループは、利用可能な短期および長期流動性の最低所要額に制限を設定することにより、流動性リスクを管理している。2020年度末現在、サバイバル・ホライゾンは、12.3ヶ月（13.6ヶ月）であった。当年度末現在、グループの流動性は引き続き良好であり、LCRは264.4%（430.2%）であった。資金調達の可能性も当年度を通じて引き続き良好であり、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる異例の状況にもかかわらず、グループは、ほとんど通常通りに資金を調達し続けることができた。2020年1月から12月において、グループは、10,966百万ユーロ（7,385百万ユーロ）を長期資金調達により調達した。

グループのオペレーション・リスクは控え目な水準となる見込みであり、2020年度中、オペレーション・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。公社の推測によると、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、グループのオペレーション・リスクは増加していない。リモート・ワーク対策の拡充は、グループの業務慣行に幾分影響を及ぼしているが、事業活動は通常通りに継続している。例えば、手続きおよび情報セキュリティに関する制御点は、適切な状態であり、通常通りに機能している。

地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2020年12月31日現在、地方政府保証機構は23.2百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2021年5月5日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、200百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定されるところに従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、公租公課の徵収に係る法律（706/2007）（その後の改定を含む。）に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構

の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるという保証はない。

ガバナンス

会社法則に加え、公社はフィンランド信用機関法のガバナンスに関する規定を遵守している。

年次報告書の公表時に、フィンランド証券市場法第7章第7節に従い、グループはそのウェブサイト上に、コーポレート・ガバナンス報告書も公表している。当該報告書は、年次報告書とは個別に作成されており、財務報告手順に関連した内部統制およびリスク管理システムの主要な特性に関する記述を含んでいる。当該報告書はまた、信用機関法により要求されるガバナンスの内容、および公社がフィンランド証券市場協会により公表されている上場企業のためのフィンランド・コーポレート・ガバナンス・コードをどの程度遵守しているかに関する情報も含んでいる。公社は専ら上場債券の発行者であり、公社の株式は公開取引が行われていないため、当該コードは公社に直接適用されない。

グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザリー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。公社はインスピラを完全所有している。当会計年度中、グループの構成に変更は生じなかった。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ

連結損益計算書

	2020年1月1日 -12月31日	2019年1月1日 -12月31日
(単位：千ユーロ)		
利息および類似収入	532, 935	766, 581
利息および類似費用	-278, 814	-526, 326
利息純収益	254, 121	240, 255
手数料収入	2, 834	3, 490
手数料費用	-5, 066	-4, 235
証券取引および外国為替取引純収入	-7, 790	-33, 373
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産 に係る純収入	-3	114
ヘッジ会計純収入	4, 183	-19, 097
その他の営業収入	127	135
管理費用	-33, 004	-32, 268
有形・無形資産の減価償却費および減損	-5, 794	-6, 183
その他の営業費用	-14, 610	-17, 626
金融資産の信用損失および減損	-857	28
営業利益	194, 141	131, 239
所得税	-38, 840	-26, 307
当期利益	155, 301	104, 932

包括利益計算書

	2020年1月1日 -12月31日	2019年1月1日 -12月31日
(単位：千ユーロ)		
当期利益	155, 301	104, 932
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられない項目		
損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債 に係る自己信用リスクの変動による公正価値の純変動	-16, 551	10, 325
ヘッジ・コストの純変動	-15, 564	17, 299
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の公正 価値の純変動	112	308
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の売却 に係る損益計算書への振替純額	-	-90
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の予想 信用損失の純変動	-62	-117
その他の包括利益構成項目に係る税金	6, 413	-5, 545
その他の包括利益構成項目合計	-25, 652	22, 181
当期包括利益合計	129, 649	127, 113

フィンランド地方金融公社グループ
連結財政状態計算書

	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
資産		
現金および中央銀行における残高	5, 565, 801	4, 909, 338
信用機関に対する貸付金	1, 841, 853	818, 323
公法人および公共部門企業に対する貸付金	28, 022, 325	24, 798, 432
債券	5, 763, 214	5, 716, 318
株式および出資持分	27	9, 797
デリバティブ契約	2, 358, 163	2, 244, 997
無形資産	17, 346	14, 704
有形資産	10, 364	9, 041
その他の資産	259, 785	170, 359
未収収益および前払費用	203, 547	242, 450
資産合計	44, 042, 426	38, 933, 758
負債および資本		
負債		
信用機関に対する債務	2, 001, 478	1, 178, 256
公法人および公共部門企業に対する債務	3, 884, 026	3, 862, 053
発行債券	32, 911, 906	29, 983, 585
デリバティブ契約	2, 860, 570	1, 762, 010
引当金およびその他の負債	247, 021	116, 374
未払費用および前受収益	152, 398	180, 917
繰延税金負債	279, 906	256, 241
負債合計	42, 337, 306	37, 339, 436
資本		
株式資本	42, 583	42, 583
準備金	277	277
投資の公正価値準備金	847	807
自己信用リスク再評価準備金	-255	12, 985
ヘッジ・コスト準備金	15, 624	28, 075
非制限資本投資準備金	40, 366	40, 366
留保利益	1, 258, 224	1, 121, 774
親会社株主に帰属する資本合計	1, 357, 666	1, 246, 868
その他の発行済資本性金融商品	347, 454	347, 454
資本合計	1, 705, 120	1, 594, 321
負債および資本合計	44, 042, 426	38, 933, 758

フィンランド地方金融公社グループ
連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計								その他の 資本合計	
	株式 資本	準備金	投資の 公正価値	自己信用 リスク	ヘッジ・ コスト	非制限 資本投資	留保利益	合計		
		準備金	再評価	準備金	準備金	準備金				
準備金										
(単位：千ユーロ)										
2018年12月31日現在の資本	42,583	277	726	4,726	14,235	40,366	1,035,692	1,138,605	347,454	1,486,059
AT1資本性金融商品に係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2018年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
当期利益	-	-	-	-	-	-	104,932	104,932	-	104,932
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
損益を通じて公正価値により測定するもの として指定される金融負債に係る自己信用 リスクの変動による公正価値の純変動	-	-	-	8,260	-	-	-	8,260	-	8,260
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	13,840	-	-	13,840	-	13,840
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	247	-	-	-	-	247	-	247
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-72	-	-	-	-	-72	-	-72
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-94	-	-	-	-	-94	-	-94
2019年12月31日現在の資本	42,583	277	807	12,985	28,075	40,366	1,121,774	1,246,868	347,454	1,594,321

資本	親会社株主に帰属する資本合計							合計	その他の 資本合計
	株式	準備金	投資の 公正価値	自己信用 リスク	ヘッジ・ コスト	非制限 資本投資	留保利益		
					準備金	準備金			
(単位：千ユーロ)	準備金								
AT1資本性金融商品に係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	- -12,600
2019年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	- -6,250
当期利益	-	-	-	-	-	-	-155,301	155,301	- 155,301
その他の包括利益構成項目（税引後）									
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目									
損益を通じて公正価値により測定するもの として指定される金融負債に係る自己信用 リスクの変動による公正価値の純変動	-	-	-	-13,241	-	-	-	-13,241	- -13,241
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	-12,451	-	-	-12,451	- -12,451
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目									
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	90	-	-	-	-	90	- 90
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-	-	-	-	-	-	- -
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-50	-	-	-	-	-50	- -50
2020年12月31日現在の資本	42,583	277	847	-255	15,624	40,366	1,258,224	1,357,666	347,454 1,705,120

フィンランド地方金融公社グループ
連結キャッシュ・フロー計算書

	2020年1月1日 -12月31日	2019年1月1日 -12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	772, 020	1, 444, 778
長期資金調達の純変動	3, 702, 396	1, 951, 565
短期資金調達の純変動	1, 257, 523	-298, 985
長期貸付金の純変動	-3, 074, 492	-1, 701, 327
短期貸付金の純変動	-506, 296	-79, 193
投資の純変動	462, 373	227, 376
担保の純変動	-1, 287, 941	1, 048, 093
資産に係る利息	83, 389	103, 695
負債に係る利息	161, 397	215, 113
その他の収入	62, 547	57, 319
営業費用の支払い	-86, 847	-70, 685
支払税額	-2, 028	-8, 192
投資活動からのキャッシュ・フロー	-8, 236	-3, 646
有形資産の取得	-3, 644	-289
有形資産売却益	165	382
無形資産の取得	-4, 758	-3, 739
財務活動からのキャッシュ・フロー	-23, 753	-23, 688
AT1金融商品に係る支払利息	-15, 750	-15, 750
支払配当金	-6, 250	-6, 250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1, 753	-1, 688
現金および現金同等物の変動	740, 031	1, 417, 443
1月1日現在の現金および現金同等物の変動	4, 990, 649	3, 573, 206
12月31日現在の現金および現金同等物の変動	5, 730, 680	4, 990, 649

現金および現金同等物には、以下の財政状態計算書項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	5, 565, 801	4, 909, 338
信用機関に対する貸付金	164, 879	81, 311
現金および現金同等物合計	5, 730, 680	4, 990, 649

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2020年1月1日 -12月31日	2019年1月1日 -12月31日
利息収入	526, 949	761, 612
リース事業純収入	5, 986	4, 969
利息費用	-295, 078	-542, 525
利息純収益	237, 857	224, 056
手数料収入	677	588
手数料費用	-5, 060	-4, 230
証券取引および外国為替取引純収入	-7, 790	-33, 373
証券取引純収入	-3, 644	-34, 801
外国為替取引純収入	-4, 146	1, 428
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純収入	-3	114
ヘッジ会計純収入	4, 183	-19, 097
その他の営業収入	165	157
管理費用	-31, 811	-30, 884
人件費	-16, 598	-16, 336
給与および報酬	-13, 991	-13, 511
人件費関連費用	-2, 607	-2, 825
年金費用	-2, 147	-2, 431
その他の人件費関連費用	-460	-394
その他の管理費用	-15, 213	-14, 548
有形・無形資産の減価償却費および減損	-5, 679	-6, 073
その他の営業費用	-13, 880	-16, 485
償却原価により測定される金融資産の予想信用損失	-920	-89
その他の金融資産の予想信用損失および減損	62	117
営業利益	177, 802	114, 802
利益処分	-149, 866	-105, 031
所得税	-5, 599	-2, 020
当期利益	22, 336	7, 750

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
資産		
現金および中央銀行における残高	5, 565, 801	4, 909, 338
現金	2	2
中央銀行に対する要求払債権	5, 565, 799	4, 909, 336
中央銀行リファイナンス適格債券	3, 949, 985	4, 089, 519
その他	3, 949, 985	4, 089, 519
信用機関に対する貸付金	1, 840, 980	817, 462
要求払いの貸付金	164, 005	80, 450
その他	1, 676, 975	737, 012
公法人および公共部門企業に対する貸付金	26, 931, 384	23, 969, 974
リース資産	1, 090, 940	828, 458
債券	1, 813, 228	1, 626, 798
公共部門企業のもの	1, 199, 621	741, 772
その他	613, 607	885, 026
株式および出資持分	27	9, 797
グループ企業内の株式および出資持分	656	656
デリバティブ契約	2, 358, 163	2, 244, 997
無形資産	17, 358	14, 719
有形資産	9, 980	8, 539
その他の有形資産	9, 980	8, 539
その他の資産	259, 635	170, 063
未収収益および前払費用	203, 542	242, 428
資産合計	44, 041, 681	38, 932, 749

(単位：千ユーロ)

負債および資本

負債

	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
信用機関および中央銀行に対する債務	2,001,478	1,178,256
中央銀行	1,250,000	-
信用機関	751,478	1,178,256
その他	751,478	1,178,256
公法人および公共部門企業に対する債務	3,884,026	3,862,053
その他の債務	3,884,026	3,862,053
発行債券	32,911,906	29,983,585
長期債券	29,016,086	27,255,873
その他	3,895,820	2,727,712
デリバティブ契約	2,860,570	1,762,010
その他の負債	246,543	115,686
未払費用および前受収益	163,963	192,343
劣後債務	349,388	348,896
繰延税金負債	4,054	10,467
負債合計	42,421,929	37,453,297
利益処分		
減価償却に係る差異	20,524	13,658
税務上の積立金	1,347,530	1,204,530
利益処分合計	1,368,054	1,218,188
資本		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	16,493	42,145
準備金	277	277
公正価値準備金	16,216	41,868
公正価値の変動	16,216	41,868
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	129,118	127,618
当期利益	22,336	7,750
資本合計	251,698	261,264
負債および資本合計	44,041,681	38,932,749

オフバランスシート・コミットメント

顧客のための取消不能約定	2,353,978	2,361,323
--------------	-----------	-----------

フィンランド地方金融公社

キャッシュ・フロー計算書

	2020年1月1日 －12月31日	2019年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	756, 147	1, 428, 303
長期資金調達の純変動	3, 702, 396	1, 951, 565
短期資金調達の純変動	1, 257, 523	-298, 985
長期貸付金の純変動	-3, 074, 492	-1, 701, 327
短期貸付金の純変動	-506, 296	-79, 193
投資の純変動	462, 373	227, 376
担保の純変動	-1, 287, 941	1, 048, 093
資産に係る利息	83, 394	103, 697
負債に係る利息	145, 647	199, 363
その他の収入	59, 925	53, 819
営業費用の支払い	-84, 361	-67, 960
支払税額	-2, 020	-8, 145
投資活動からのキャッシュ・フロー	-8, 236	-3, 646
有形資産の取得	-3, 644	-271
有形資産売却益	165	382
無形資産の取得	-4, 758	-3, 757
財務活動からのキャッシュ・フロー	-7, 892	-7, 821
支払配当金	-6, 250	-6, 250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1, 642	-1, 571
現金および現金同等物の変動	740, 019	1, 416, 835
1月1日現在の現金および現金同等物	4, 989, 788	3, 572, 953
12月31日現在の現金および現金同等物	5, 729, 806	4, 989, 788

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	5, 565, 801	4, 909, 338
信用機関に対する貸付金	164, 005	80, 450
現金および現金同等物合計	5, 729, 806	4, 989, 788

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることになりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っています。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・ディリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されています。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関する格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2021年9月10日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないことを、**ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないことを**、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。